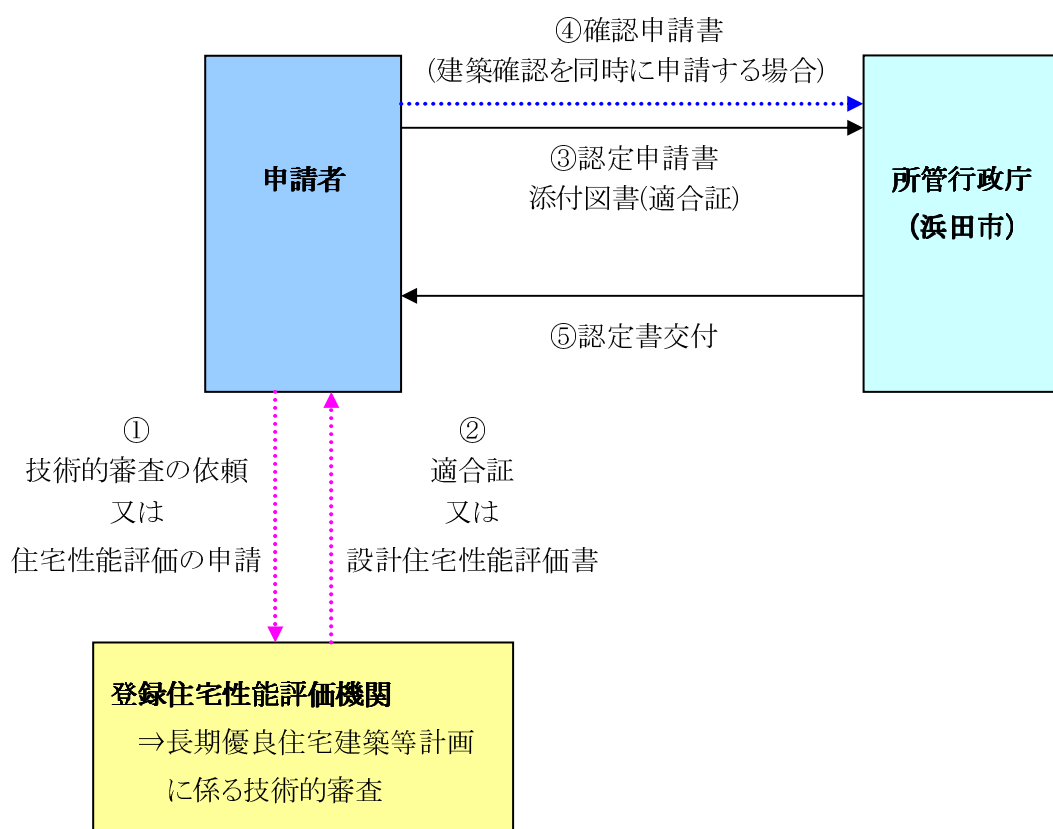


申請手続の流れ



①, ② … 登録住宅性能評価機関に技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けるか、住宅性能評価の申請を行い、設計住宅性能評価書の交付を受ける場合。

③ … 必要図書と書類をそろえて所管行政庁に認定申請をしてください。
(事前に適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けた場合は、図書に添付してください。)

④ … 確認申請の審査を申し出る場合は、確認申請書を添付してください。

⑤ … 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係規定に適合すると判断した場合は、認定書を交付します。

※ 所管行政庁での審査期間が短くなるよう、なるべく認定申請を行う前に、①を行い、②の交付を受けていただきますようお願いいたします。